

山本会長が地方分権改革推進会議で意見

～ 三位一体改革と税財源のあり方について発言 ～

全国町村会

政府の地方分権改革推進会議議長・西室泰三(株東芝会長)は、3月25日に会議を開き、全国町村会をはじめ地方三団体から「三位一体の改革」についてヒアリングを行った。本会からは、山本文男会長(福岡県添田町長)が出席した。同会議に提出した発言の骨子は次の通り。

◆三位一体の検討の進め方について

本会議が、昨年10月末に提出した「事務事業の在り方に関する意見」においては、国庫補助負担金の整理合理化を図る際、地方税財源措置をどうするかについての具体的な内容、プロセスが示されていない(例：義務教育国庫負担制度の見直し)。

今後、いわゆる三位一体改革の検討を進めるに当たっては、常に「地方分権改革推進」という基本的な立場に立って、地方関係者も十分理解でき、納得できる結論を出すべきである。

本会議は、「地方交付税の見直し」を先行的に検討しているように思われるが、地方分権を実現

する税財源の在り方を議論する場合には、まず、「国税と地方税の税源配分の在り方」を見直す必要がある。

◆税源移譲について

「片山試案」も出されているので、この試案に沿って検討し、地方税の拡充を図るべきである。

片山試案は、所得税と消費税が移譲検討の対象とされているが、町村は、人口、従業者数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念される。従って、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村の実情を考慮し、配分基準の見直し等についても併せて検討すべきである。

その場合でも、税収の偏在という問題は避けられず、何らかの財政調整が必要になると思われる。その意味で、町村にとっては、地方交付税の役割がより重要になってくると考える。

◆国庫補助負担金について

国庫補助負担金の整理合理化が単に国の負担軽減に止まり、また、地方への負担転嫁をもたら

するようなものであっては断じてならない。

必要とされる事務事業である限り、その補助負担金の整理合理化を行うに当たっては、明確な代替措置を、地方分権の観点に立つて、必ず講じるべきである。

◆地方交付税について

(1) 町村財政における地方交付税の役割について

国民は、税源に恵まれた都市的地域に住んでいようと税源に乏しい農山村地域に住んでいようと、等しく、一定の水準の行政サービスを受受できるということが基本であり、住民に最も身近な自治体である町村は、住民生活に密接に関連したそのようなサービスを提供する責務を担っている。このことを通じ、食料や水の供給、国土の保全等農地や森林の持つ公益的な機能の維持ができてきたと思う。

現在の地方交付税制度は、地方団体間の財源の均衡化を図るとともに、「地方行政の計画的な運営を保障する」ために設けられているものであり、人口が少なく、

活 動

課税客体に乏しい町村にとっては、その責務を担うために、なくてはならぬ重要な一般財源であるということを知りたい。

(2) 地方交付税の「財源保障機能縮小・廃止論」について

「財源保障機能」、即ち地方交付税法でいう「地方行政の計画的な運営を保障する」という機能の在り方は、事務事業の在り方をどうするかという議論と密接に関連する。

●国が法令によって事務事業の執行を義務づける、しかもその内容、水準までも定める。一方では、そのための財源は保障しないというような無責任なこととは許されない。

●このような議論は、ナショナルミニマムの在り方、国の関与の在り方等とセットで論ぜられべき事柄である。

「地方交付税が、無駄な支出、地方歳出の増大を招いている」だから、地方交付税を縮小せよといった、いわゆるモラルハザード論は、地方の、町村の実情を認識しない議論である。

町村は、行政改革に懸命に取り組んでいる。

●町村の職員定数の状況…ピーク時である平成8年度の375、171人から、平成13年度は、363、511人で、11、660人と3・1%の減。

●町村のラスパイルズ指数…平成14年4月1日現在、96・0。(全地方公共団体平均では100・6、都道府県は102・2、指定都市は103・4、市は101・2、特別区は102・1)

●町村の議員定数の状況…平成14年調査で法定定数に比べ条例定数は、16、510人の減員。

なお、私の添田町においても、常に見直しを行い、行政改革に懸命の努力をしている。

●職員の数については、208名の定数を183名に減らした。さらに実数では、175名となっている。ラスパイルズ指数は、89・8である。

なお、郡内の町村は平均すると90くらいと低い。

●また、議員定数も法定数は26名だが、現定数は17名と9名低い。

「無駄」を指摘する前に、地方が、創意と工夫で経費節減が図る

ことができるように、各種規制の廃止、緩和を進めるべきである。

いわゆるハコモノ整備については、国の景気対策への協力という側面から進められたものも多い。

税源移譲による地方税増に対応する地方交付税の縮小論について

●地方分権をより実効あるものとするために地方への税源移譲は積極的に行われるべきであるが、町村の実態からみて、町村には、税源移譲の効果が十分に及ばないと思われる。

●このような場合には、地方交付税によりカバーする必要がある、むしろ、その意味では、町村にとっては地方交付税の持つ役割はより重要となる。

(3) 今後、地方交付税制度の在り方について検討される場合には、町村が人口に比して広い面積を有していること、そして国土保全等に重要な役割を果たしていることなどを十分配慮し、実態を的確に反映した財政需要の算定が図られるようにすべきである。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国24か所)

全国町村会

WTO農業交渉で緊急要望を決定

全国町村会（山本文男会長・福岡県添田町長）は、3月25日に開かれた理事会で、「WTO農業交渉に関する緊急要望」を決定し農林水産大臣や関係国会議員等に提出した。この本会の要望に対しては、3月28日付けの文書で北村直人農林水産副大臣から回答が寄せられた。
これらの内容は次の通り。

北村直人農林水産副大臣からの回答

本会の緊急要望に対し、3月28日付の文書で、北村直人農林水産副大臣から回答が寄せられた。

WTO農業交渉に関する緊急要望

WTO農業交渉は、3月末のモダリティ確立に向け重大な局面を迎えているが、先般ハービンソン議長が提示したモダリティ1次案改訂版は、関税の大幅かつ急進的な削減や、ミニマム・アクセスの大幅拡大、非貿易的関心事項に対する無配慮など、先に示された1次案と変わらないものであり、わが国としては到底受け入れることができないものである。

仮に、今後このようなモダリティのもとに農業交渉が決着するならば、輸入の急増からわが国農業・農村は壊滅的な打撃を受け、食料自給率が著しく低下するだけでなく、国土・環境の保全にも重大な影響を及ぼすことは明らかである。

わが国は、これまで、各国の多様な農業の共存を基本的な哲学とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保等を基本とする「日本提案」の実現に向けてねばり強い交渉を続けてきたが、引き続き、特に下記事項を基本に「日本提案」の実現に向け交渉を強力に展開するよう強く要望する。

記

- 1 農業の多面的機能など「非貿易的関心事項」が反映された農業モダリティの確立をはかること。
- 2 各国の食料・農業事情を無視した、関税や国内支持の一律的かつ大幅な削減や、輸入数量の大幅拡大を断固拒否すること。
- 3 ミニマム・アクセス制度の見直しを実現し、米の総合的な国境調整措置を堅持すること。

平成15年3月25日

全国町村会長 山本文男

その内容は次の通り。

皆様におかれましては、我が国の農業の振興に御尽力いただきとともに、日頃からWTO農業交渉への御理解を賜っておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。WTO農業交渉は、2月12日のモダリティ1次案の提示、2月14～16日の東京非公式閣僚会議の開催、2月24～28日の農業委員会特別会合の開催、3月18日のモダリティ1次案改訂版の提示を経て、今月末までにモダリティを確立するという重要な局面にさしかかっております。

先月のWTO農業委員会特別会合では、我が国・EU等フランス諸国が、1次案はバランスを欠いたものであつて、受け入れ難いものであると主張したのに対し、米・ケアンズ諸国は、1次案に好意的評価をしつつ、更に大幅な保護・支持の削減が必要であると主張したところです。また、途上国の多くは、1次案で示された以上に、先進国が関税・補助金等の削減に取り組むことが必要との立場を示したところです。

このように、どの国も、従来からの自国の立場を主張し、特段の歩み寄りがみられるという状況ではありませんでしたが、関税削減

活 動

方式に関しては、フランス諸国の働きかけにより、60ヶ国(EU加盟国を加えれば75ヶ国)がUR方式のアプローチを支持する立場をとりました。他方で、米国等は大幅・一律な保護・支持の削減を求めるハーモナイゼーションや高関税の是正の考え方を引き続き強く主張しております。

このような中、3月18日(日本時間19日)には、モダリティ1次案改訂版が提示されました。この改訂版は、主要部分で1次案と変わらず、関税の平準化や輸出入国間のバランスの欠如などの根本的な問題があり、引き続き総体として受け入れ難く、交渉のベースとはなし得ないものと考えております。

◆ WTO農業交渉の経過について ◆

WTO(世界貿易機関)農業交渉は、2000年3月に開始され、関税の引き下げや輸出・国内補助金の削減を図る大枠(モダリティ)の合意を目指し交渉が続いている。

大枠合意の期限は、当初2003年3月末が予定され、WTOのハービンソン農業委員会特別合意議長は、大枠合意に向け本年2月と3月の二度に亘り妥協点を探るべくモダリティ案を提示したが、非貿易的関心事項に配慮し農政改革の進捗に合わせた漸進的な保護の削減を主張している日本、韓国等の農産物輸入国やEU等と、保護・助成の大幅・一律的な削減・撤廃を要求している米・ケアンズ諸国などの農産物輸出国が激しく対立し合意に至ってはいない。

三月末の会合でも双方主張を譲る気配が無いことから、交渉の行方は不透明のままで、大枠の合意に向けて相当難航することが予想される。

また、本年9月にメキシコで予定されているWTO第5回閣僚会議では、譲許表の提出が予定されているが、交渉の大枠(モダリティ)の合意が前提条件になるため、大枠合意に至るまでの議論の推移から目が離せない状況にある。

25日からは、ジュネーブで農業委員会特別合意が開催されております。各国の立場の違いは引き続きあるものの、我が国としては、EU等フランス諸国と連携して、バランスが取れ、現実的で包括的なモダリティが確立されるよう、交渉に臨んでおります。

いずれにしましても、頂戴したご要望につきましては、今後の施策の展開、検討に当たっての参考にさせていただきますと考えております。

今後とも、農林水産省の施策につきまして、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

<http://www.noma.or.jp/lgf/>

自治体総合フェア2003

●会期：2003年5月21日(水)～23日(金) 10:00～17:00

●会場：東京ビッグサイト(東京国際展示場)

●後援：総務省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会連合会、全国市議会連合会、全国町村議会連合会、東京都、NHK

行政サービスの課題解決を探るコンベンション型展示会

全国各地からご来場される自治体関係者をはじめ、企業・民間団体が集い、それぞれが相互に交流し、自治体が抱える課題の解決を探る場として開催します。

展示会とカンファレンス・セミナーで構成

- ▶ **電子自治体ゾーン** ITを活用した行政サービスの提案
●ICカードコーナー ●GISソリューションコーナー
- ▶ **環境ゾーン** 循環型社会と環境保全に配慮した提案
- ▶ **防災・安全ゾーン** 住民生活の安心と安全を支える提案
- ▶ **福祉・健康ゾーン** 住民が豊かに健康的な生活をおくれる提案
- ▶ **地域活性化ゾーン** 地域活性化への提案

同時開催 新しい駅の見え～駅が変わる、まちが変わる～

駅・まちづくりフェア2003

<http://www.noma.or.jp/stf/>

- 駅前ひろは周辺地域で活用されるサービス・事業、設備
- 駅や駅前を中心とした周辺地域の開発・再開発事業
- 駅の利用やまちづくりに関わる事業
- 交通バリアフリーコーナー(特別コーナー)

5月21日 駅・まちづくりフェア基調講演 駅・まちづくりシンポジウム

5月22日 市民参加による駅まちづくり 中心市街地活性化セミナー 「駅」を中心とした地域のタウンプロデュース

5月23日 交通バリアフリーシンポジウム

- ワークショップセミナー開催
- 特別セミナー(協力：セキュリティ産業新聞社)「安全・安心のまちづくりセミナー」 ※セミナープログラムは変更になる場合があります。

同時開催 **ビジネスショー TOKYO 2003**

5月20日(火)・21日(水) (招待日または事前登録者(社会人に限る))

5月22日(木)・23日(金) (一般公開日)

<http://bs.noma.or.jp>

出展社・セミナー内容問い合わせは、ホームページ又は、下記事務局へ

社団法人 日本経営協会 自治体総合フェア事務局 E-mail:lgf@noma.or.jp

駅・まちづくりフェア事務局 E-mail:stf@noma.or.jp

TEL. (03)3403-1338 FAX. (03)3403-5716 〒151-8538 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

第三セクター等の状況に関する 調査結果の概要

総務省

調査結果の概要

総務省は、このほど第三セクター等の状況に関する調査結果の概要をとりまとめた。今回調査の対象となった法人は、商法または民法の規定に基づいて設立された法人で、地方公共団体が出資、出えんしている法人及び地方住宅供給公社、地方道

路公社、土地開発公社のいわゆる地方三公社である。

調査結果によると、第三セクター等の64・1%が黒字で、35・9%が赤字となっている。また地方公共団体から補助金の交付を受けている法人は全体の35・8%の3、633法人で交付総額は8、261億円。情報公開については93・3%と大半の第三セクター等の情報が公開されている。

設立状況

法人数は微増となっており、新設法人数は引き続き減少
平成14年1月1日現在の第三セクター等の数は10、159法人で、平成11年1月1日時点(10、135法人)に比べて、24法人、0・2%の微増となっている。また、新たに設立された法人数は、平成9年以降減少しており、平成13年も147法人と引き続き減少。

第三セクター等に対する地方公共団体の出資・出えんは、総額の57・7%

第三セクター等に対する出資・出えんの総額は、5兆3、847億円であり、このうち地方公共団体の出資・出えん額は、57・7%の3兆1、087億円。

地方公共団体の出資・出えん額は、商法法人については、37・5%の1兆1、434億円、民法法人については、72・6%の9、752億円、地方三公社については100%の9、901億円となっている。

経営状況

第三セクター等の64・1%は黒字、第三セクター等の64・1%が黒字、35・9%が赤字。商法法人では黒字が64・2%、赤字が35・8%、民法法人では黒字が65・6%、赤字が34・4%、地方三公社では黒字が60・0%、赤字が40・0%となっている。(表1)

財政的支援の状況

第三セクター等のうち、地方公共団体からの補助金を交付されている法人は3、633法人(35・8%)であり、交付総額は8、261億円となっている。

また、貸付金については、1、265法人(12・5%)が受けており、貸付金残高は4兆2、096億円となっている。(表2)

情報公開の取り組み

経営の点検評価

第三セクター等の情報公開
情報公開が積極的に行われている第三セクター等は、93・3%となっており、大部分の第三セクター等の情報が公開されている。(表3)

また、地方公共団体が条例・要綱等により情報開示を定めている第三セクター等は、43・5%となっている。

経営の点検評価体制

委員会等により定期的な経営の点検評価の対象となっている法人は12・9%となっている。

なお、この他の法人について、委員会等によらずに定期的に点検評価

が行われている場合もある。

調査対象法人

今回の調査では、平成12年度から実施している「第三セクターの状況に関する調査」調査対象：地方公共団体の出資の比率が25%以上の商法・民法法人)に加え、昭和30年代から3年に1回実施している「地方公社等に関する調査」調査対象：地方公共団体が出資している商法・民法法人及び地方住宅公社・地方道路公社・土地開発公社)を合わせて実施した。

対象となるのは、以下の3区分の法人である。

- (1)商法(有限会社法を含む。)の規定に基づいて設立された株式会社、合名会社、合資会社若しくは有限会社
- (2)民法の規定に基づいて設立された社団法人若しくは財団法人
- (3)地方住宅供給公社、地方道路公社若しくは土地開発公社

なお、上記の3区分の法人を、本調査において「第三セクター等」という。

本調査において、以下の法人は対象としていない。

- ・ 事業活動の範囲が全国的な法人又は複数のブロックにわたる広域的な法人若しくは全国規模で設立されている法人
- ・ 銀行等金融機関又は広域的に事業を行う電力会社若しくはガス会社・社会福祉法人、信用保証協会等、商法(有限会社法を含む。)又は民法の規定に基づかず設立された法人

政 策

表2 財政支援の状況

(単位:百万円)

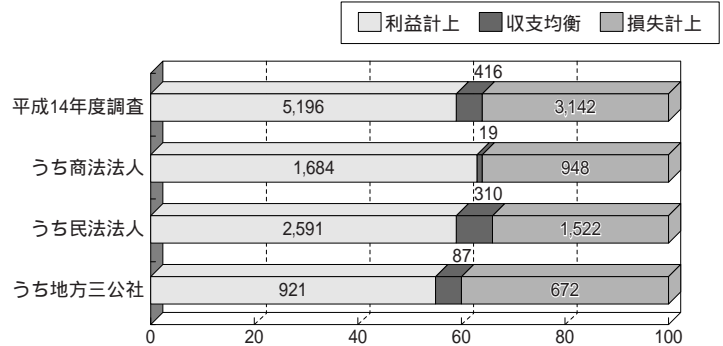
	全 体 法人数	法人数	割 合	金 額
補助金交付額	10,159	3,633	35.8%	826,057
貸付金残高		1,265	12.5%	4,209,550

表3 第三セクター等の情報公開

区 分	積極的に公開を行 っている		条例・要綱等を設 置しているもの	
	法人数	割 合	法人数	割 合
都道府県	2,147	96.9%	1,577	71.2%
指定都市	450	97.0%	387	83.4%
市区町村	5,598	91.7%	1,853	30.4%
合 計	8,195	93.3%	3,817	43.5%

財務諸表等(概要を含む)を広報、議会報告及び事務所等に備え付けるなどして、開示請求によることなく、情報を公開しているものを積極的な情報公開として調査した。

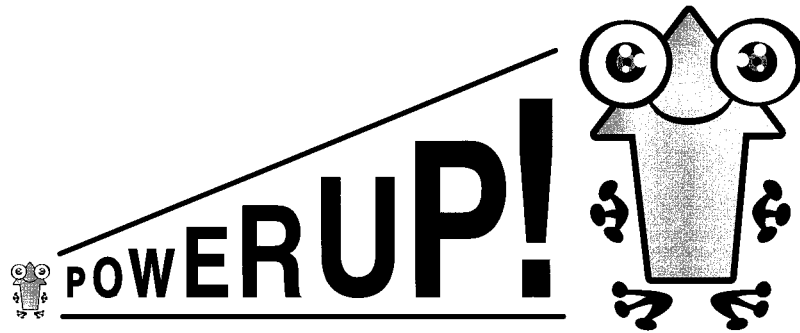
表1 黒字・赤字法人の状況



区 分		法人数	割 合
商 法 人	経常黒字法人	1,703	64.2%
	経常赤字法人	948	35.8%
民 法 人	当期正味財産増加法人	2,901	65.6%
	当期正味財産減少法人	1,522	34.4%
地 方 三公社	経常黒字法人	1,008	60.0%
	経常赤字法人	672	40.0%
合 計	黒字法人	5,612	64.1%
	赤字法人	3,142	35.9%

第三セクター等の経常収支については、地方公共団体の収支割合が25%以上の商法・民法法人、出資割合が25%未満であるものの財政的支援(貸付金、損失補償)を受けている商法・民法法人及び地方三公社が調査対象。なお、設立後間もない等の理由により財務諸表が作成されていない法人等を除く、8,754法人が対象となっている。

M's Action.



カエレル生命保険「ザ・ベクトル」は、みっついい!!



ザ・ベクトルは、ご加入後も人生の変化に応じて、保障内容や保険料を「カエレル」。高い自在性をそなえた、変化の時代を生きるための保険です。



ザ・ベクトルは、マモル機能(1泊2日からの入院保障、ガンや介護の保障)、タマル機能(すぐれた貯蓄機能)、積立金を自由に引き出せる機能など、いろいろ「ソロツテル」安心の保険です。



ザ・ベクトルは、オトクな割引制度、ベンリな「M-VAセットプラン」、多彩なアフターサービスで1人1人をササエル「ぐっと、Communication」など、「オリジナル」なサービス満載の保険です。

お問い合わせは: <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>



情 報

カプセル Now & New

特産品を「星だより」北海道としてブランド化。初山別村星をむらおこしのシンボルとしている村は、「おいしい便りを届ける『星だより』」としてブランド化した特産品の販売に取り組んでいる。夜空をイメージした紫をベースに黄色の星を配置した製品ラベルで、木の実のハスカップを利用したジューズやジャムなどを販売している。

青諸県 板柳町

リンゴ安全条例を制定
町は、安全なリンゴで国民の健康づくりに貢献するとともに、リンゴ関連産業の発展をめざし、通称「りんごまるかじり条例」を施行した。農業や肥料、生産者情報の管理等のガイドラインを策定するほか、協議会を組織し、リンゴの安全性確保に取り組んでいく。

岩手県 川崎村

モクズガニの保護活動を推進
NPO法人「北上川流域河川生態系保全協会」と協力してモクズガニの孵化を成功させ養殖事業に取り組んでいる村は、モクズガニの総合的な保護活動を推進している。また、郷土料理「かにばつと」の普及にも努め、モクズガニを村の名物として定着させていく。

秋田県 岩城町

風力発電タワーを建設
町は、町営オートキャンプ場内に風力発電タワーを一基建設

し、道の駅「岩城」などに送電している。タワーは高さ50m、翼の長さ25mで、年間発電見込量は四五〇世帯の消費電力に相当する一六五万kW。白い風車はまちの新しいシンボルとしても期待されている。

千葉県 山武町

地下水水質汚濁防止条例を施行
すべての飲用水を地下水に依存している町は、地下水汚染を防止するため「残土埋め立てによる地下水水質汚濁防止条例」を施行した。三〇〇m以上の埋め立てはすべて町長の許可制とし、安全基準違反には、業者だけでなく、土地所有者にも懲役、罰金などを科していく。

山梨県 西桂町

町と同町商工会は、町制五十年記念として、一芸名人と経営向上に努めているモデル企業を認定する事業を創設した。町民対象に他薦で募集した名人にはそば打ちや書道など七件八人を認定、自薦で募集したモデル企業にはプレス会社や布団製造販売業など四社を認定した。

長野県 日義村など

製材業者等の木くずを処理
日義村など木曾郡三町八村で構成する木曾広域連合は、ダイオキシンの規制強化で地元の製材業者や工務店が自前で木くずを処理できなくなったため、同連合が運営している焼却炉で受け入れられるよう条例を改正した。十kg当たり一四〇円の手数

料で処理している。

愛知県 大口町

防犯意識向上のため
町は、防犯意識向上のため、玄関の鍵の交換などに対する費用の一部を助成する事業を開始した。対象は町内約六千世帯で、鍵の交換や新設をした場合、八千円を上限に、購入費と工事費の三分の二を助成。防犯ブザーやセンサーライトなどの防犯用具も助成の対象にしている。

兵庫県 山南町

薬草の館をPRする
江戸時代から薬草栽培の町として発展し、薬草薬樹公園を整備するなど「漢方の里づくり」を進めている町は、同公園内に開設している交流施設「リフレッシュ館」などを紹介するビデオを制作した。町のホームページ等で流し、集客力アップに向けたPRに努めている。

岡山県 御津町

事業家の邸宅を交流プラザとして整備
町は、江戸末期から明治時代にかけて事業家として活躍した西武藤（にしむとう）家の親族から無償提供された邸宅を改修。縄文から明治までの文化財等を展示する歴史資料館と調理場やミニシアターを備えたコミュニティセンター機能を持つ「御津ふれあいプラザ」を開設した。

山口県 秋芳町

観光地紹介のCD-ROMを制作
町は、カップの形をした町のマスコットキャラクター「カッチャん」が、動画で町内の観光

地や特産品を紹介するCD-ROM・山口県秋芳町 不思議大陸大冒険」を制作した。修学旅行客の掘り起こしをねらいに学校等に配付したほか、一枚千円で販売している。

福岡県 小竹町

老人憩いの家
町は、町が建設し町社会福祉協議会が管理・運営している老人憩いの家「若竹荘」を、高齢者を対象としたミニデイサービス事業ができるように改修した。町内ボランティア団体とともに送迎方法や給食サービスなどの事業計画を策定し、平成十五年度からサービスを開始する。

長崎県 森山町

「農村レストラン」を開設
「スロータウン」のまちづくりの一環として、町は地元農産物を使った「農村レストラン」(仮称)を六月に開設する。昔の民家風にし、「かまどで炊いたご飯」をメインメニューに据える予定。運営は町が全額出資する株式会社が行っていく。

沖縄県 嘉手納町

小学生が制作した映像を配信
町は、早稲田大学国際情報通信研究センターの協力を得てデジタル映像製作・WEB配信プロジェクトに取り組んだ。町内小中学生にWEB放送局記者として取材や撮影のノウハウを学んでもらい、制作した映像をインターネットで発信している。

カプセル Now & New

情 報

市町村長等特別セミナー受講者募集中 国際文化アカデミー

全国市町村国際文化研修所では、財団法人地域創造との共催により、市区町村長、助役、収入役、幹部職員（局長、部長等）を対象に、地方行政を取り巻く諸問題に関する現状認識と今後の方向性について理解を深めていただく特別セミナーを下記により開催いたします。ぜひご参加ください。

1 日時
平成15年 5月15日（木）13時開講
16日（金）12時開講

2 内容
■ 5月15日（木）
【特別講演】
「いま自治体に求められる人づくり
ー歴史に学ぶ人材育成法」

藤本道生全国町村会元副会長が備前焼個展を開催

全国町村会元副会長（前岡山県町村会長・前和気町長）の藤本道生（陶号・三猿）氏が、3月15日から22日まで、東京都内で備前焼の個展を開催した。今回の個展は、同じ和気町内に工房を構える民芸ガラス職人の新谷良造氏と共同で開催したものの。



藤本氏（右）と新谷氏

この間、岡山県町村会長や全国町村会副会長などの役職を歴任した。町長を退任後は作陶に専念し、鎌倉時代から脈々と続く備前焼の伝統を今に伝える陶人としての人生を歩んでいる。
個展期間中は多くの人が会場を訪れ、歴史と風土に育まれた古備前の放つ窯変の妙を味わった。



作品の数々

作家 童門冬一氏
「個」の確立と対話…これが成果主義だ！」
人事コンサルタント 柳下公一氏

■ 5月16日（金）

【アートアプローチセミナー】
▽会場・滋賀県立芸術劇場
びわ湖ホール

講演「対話の時代に向けて」

劇作家、演出家・桜美林大学助教授、劇団「青年団」主宰 平田オリザ氏

◆レクチャー&ミニコンサート
「地域を動かす音楽の力」

各地の公立ホールの取組みから
津田ホールプロデューサー、びわ湖ホール音楽プロデューサー 楠瀬寿賀子氏外

3 参加費
10,000円

4 申込及び問合せ先
（研修費・宿泊等一切を含みます。）

全国市町村国際文化研修所教務課
〒520-0106

滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号

TEL 077-578-5932

FAX 077-578-5906

5 申込期限

平成15年4月25日（金）

研修概要は、ホームページでもご覧になれます。

アドレスは<http://www.jiam.jp>です。

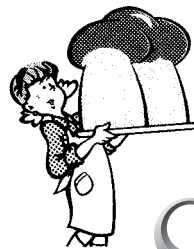
あなたの思いをカタチにします。

- ヒ ッ ト
- ト リ プ ル
- ビ ッ グ 2年・5年
- ス ー パ ー 定 期
- カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
- 不 動 産

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890
音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☑を押してください。
オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間（銀行休業日を除く）月～金曜日

選ぶならUFJの



元金保証
安全・確実

ビッグ

＜収益満期受取型＞●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。

UFJ信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

情報

健康情報

花粉症

矢端 正克
医学博士

遺伝子的要素や
生活環境などが影響して発症

現代病、文明病といわれるアレルギー疾患の中でも花粉症は近年著しく増えています。花粉症は命にかかわる病気ではありませんが、一度発症したら、毎年原因となる花粉の飛散するシーズン中、不快な症状に悩まされることとなります。

花粉症は、花粉によってアレルギー反応が起こる病気です。日本では、スギ花粉によるものが圧倒的に多くなっています。スギの開花期は、地域によるズレはありますが、二月初旬から四月下旬までです。一つの雄花から四〇万個以上もの花粉が放出され、冬の北風や春風によって、遠くへ運ばれます。こうした花粉飛散の情報は、北海道と沖縄を除いて各地域にある花粉情報センターから発信されています。

スギは、昭和三〇年代に植林政策でたくさん植えられ、成木となった五〇年代に大量の花粉を飛ばしはじめ、花粉症の人が爆発的に増えました。いまや日本人の一〇人に一人は花粉症で、現代の国民病ともいえ

る病気になりました。ここで不思議なことにスギ林のある地方より、都会のほうが花粉症にかかる人が多い現象が見られます。これは、コンクリートやアスファルトで覆われている都会では、飛んできた花粉が地面に吸収されずに飛び、しかもこの際、花粉には排ガスやばい煙などの粒子状物質が付着。その汚れた花粉を吸い込むことによって、アレルギー反応が起こりやすくなっていると考えられます。しかし、花粉症には花粉のみが原因ではなく、その人の遺伝子的要素や生活環境などの、いろいろな因子が複合的に影響しあって発症するのです。

インフルエンザの症状と
混同しないように

症状は人によりさまざまですが、ほとんどがくしゃみ、鼻水、鼻づまりの鼻炎の症状と、目のかゆみ、充血などの結膜炎の症状が複合したものです。スギ花粉は直径二〇〜三〇ミクロンの大きさの粒子で、鼻から吸い込んだ場合、ほとんどが鼻の中の粘膜についたり、目の結膜につきます。結膜は吸収がよいので、花粉から出てくるアレルギーを起こすたんぱく質を吸収してしまい、アレルギー反応を起こすのです。

なお、花粉症は定期的にインフルエンザと混同することもあります。発熱があれば風邪やインフルエンザ、発熱もなく目や鼻の症状が二週間以上続いたら花粉症とおおまか

に考えたらいいでしょう。

花粉に接しないようにし、
適した治療を

現在行われている治療は予防が中心ですから、スギ花粉症にならないためには、とにかく花粉と接触しないことがいちばんです。マスクをする、メガネをかける、帽子をかぶるなどの身近な対策では完全にプロックはできませんが、症状を軽減する効果はあります。そのほか、花粉が飛ぶ時期には洗濯物を外に出さないこと、窓を閉めて、家の中になるべく花粉を入れないことです。空気清浄機を使うのも一つの方法です。

現在、アレルギーを抑える薬を花粉が飛ぶ二〜四週間前から飲みはじめ、期間中飲み続ける治療が中心になっています。対症療法としては、抗ヒスタミン薬やステロイド薬などを内服する、あるいは点鼻薬、点眼薬をさすなどがあり、鼻づまりの人と、鼻水やくしゃみの人とは別の薬という具合に、きめ細かい使い分けもできるようになっています。もう一つ、体質改善の治療として減感作療法があります。スギのエキスを注射して体を慣らしていくもので、二〜三年かかります。有効率は六〜七割です。

要するに花粉症を軽くするには、原因である花粉にできるだけ接しないこと、生活環境を変えること、その人に適した治療をすることが必要です。

中央三井信託銀行

●遺言・相続 ●不動産 ●ローン ●有価証券の総合コンサルタント

自分の意思どおりに遺産を継承したい。

相続、安心。

遺言書作成のお手伝いから
遺言書の保管
遺言の執行まで
ご意思を確実に実行いたします。

中央三井の遺言信託

詳しくは窓口までお問い合わせください。

中央三井信託銀行 営業企画部 財産管理業務センター
TEL.03-5232-3331 〒105-8574 東京都港区芝3丁目33番1号 届出第7号

三菱信託銀行 MTFG

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

投資信託 外貨定期
グローバル スーパー定期
スワンゴ ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

© Fritch Wills & Co. 2003. Licensed by Graphis Group

随 想

鷹と共に



幾年も

我が家の杜に 巣籠もれる

鷹早春の 天空に舞う

思えば、五十年前、造林に熱心な祖父と共に、造林地の造成のために、広葉樹林を伐採しておりましたが、時々飛来する鷹のいることに気がつきました。

そこで早速、林内を見て廻った所、奥まった一角の一抱えもある栗の木に巣があり、二羽の雛が育っているのを発見しました。これはすごいと思い、巣の周囲の伐採を巣立つまで控え、大事に保護することにしました。

それから何ヶ月か後に、雛は無事に巣立っていききました。私は、何か良い事をしたとの思いと、巣立った親子の鷹の無事を祈りながら、伐採し、造林しました。

それから何年か後、弟が結婚することになり、家を建ててやろうと山の一角の松を伐採していて、

巣立った後の鷹の巣があることに気づきました。その時は、「あつ、ここにも鷹がいたのか」位にしか思いませんでした。その翌年、その山から三百メートル位離れている松林の際立った巨木に鷹が営巣しているのを発見しました。

私は、大変驚きました。なぜ私の山だけを転々と移動しながら営巣するのか理解に苦しみました。その時浮かんで来たのが、五、六年前の伐採を控え、巣立つまで待った私共の気持ち。鷹にも通じているためではないかという、なんとも不思議な思いでありました。

以来、今日まで鷹は一年も欠かす事無く何処からともなく訪れて、ひと夏をかけて雛を育てて、

何処へともなく去って行くことを繰り返してあります。それに合わせて、私は犬を連れて毎朝、その巣の見える所まで散歩をする習慣がつき、楽しみが増えました。山に近づくと、私を出迎えるかのよう

に鷹が現れ、上空を旋回し姿を見せてくれることも良くあり、元気がと、私も声をかけたりするようになりまし

た。今年も三月、もうそろそろ鷹が帰ってくる頃になりました。時折、杜の上空を見上げて、無事に帰ってきてくれることを祈っております。

このように鷹と関わりをもつてから、私にも色々の事がありました。私は亡き祖父を偲びながら、山造りに専念し、林業の研究を重ねながら林業グループなどに加わり、交流を深め、青森県の林業研究会連合会長に推挙され、その会の全国の副会長も長年務めさせて頂きました。そうしている内に町議になり、三期目で議長に、その半ばに町長が急逝をし、悲しんでいる間もなく私が後継者として就任するなど、全く予期せぬ事の連続でした。また、町政についても、たくさん大きな課題を乗り越えることができました。

特に、新幹線の整備計画で、私の町に駅ができることになってくる当初計画を財政問題で町とは関係の無い三三新幹線で建設する

という国の決定が、当初の計画に戻るなど、私共をめぐる状況は幸運としか言えないものではないものであります。

私がこのように恵まれた道を歩むことができたのは、鷹を大事にし五十年、鷹が安心して住める自然を残している私の心情を、天に届け、それを知った天の神々のご加護によるものではないかと思うようになりまし

た。また、我が家の杜に鷹が住み着いているということ、自然に勇氣と誇りが沸いてくること、山まで散歩することと健康が保たれることなど、鷹には心から感謝の日々を送っております。

裏山の
松の巨木に 巣籠もれる
鷹はいつしか
親となり居り

